

速度取締り指針

令和7年1月
長門警察署

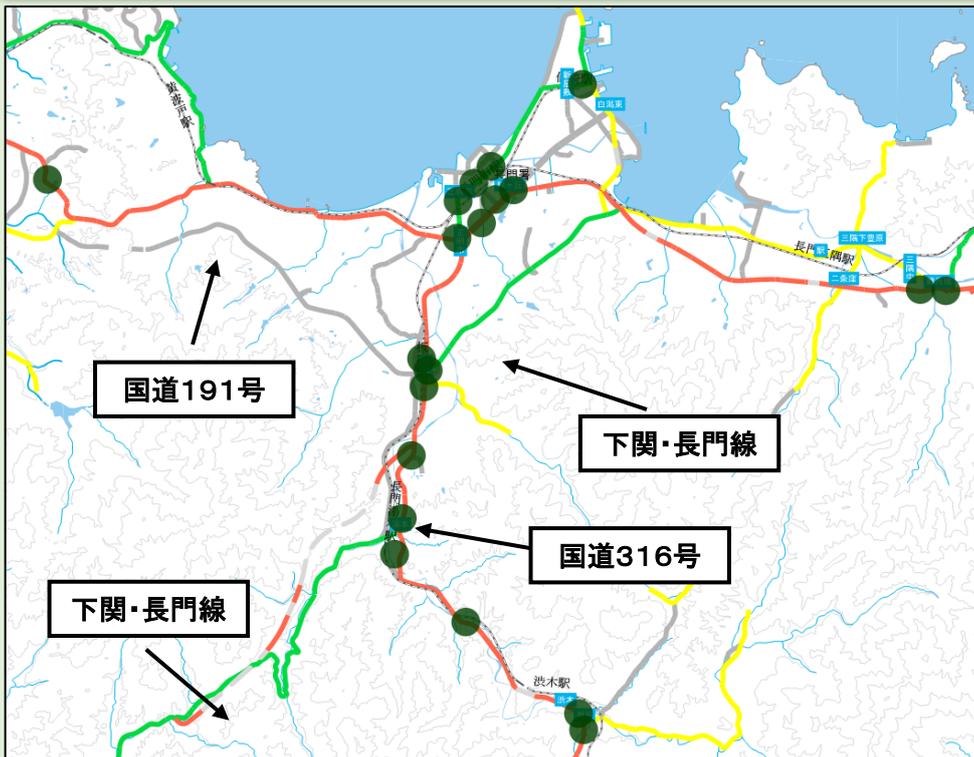
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道191号	6:00 ~ 20:00	三隅・日置・油谷地区	50・60km/h
国道316号	6:00 ~ 20:00	洪水地区	60km/h
県道下関・長門線	8:00 ~ 17:00	俵山地区	50・60km/h
	7:00 ~ 17:00	俵山地区(俵山小学校校区)	50km/h

- 国道191号、国道316号で人身事故が多発しているため、同路線での取締りを強化するとともに、県道下関長門線については事故が多い日中(特に昼前)の取締りを強化していきます。
- 通学路、生活道路での取締り要望については、迅速に対応するとともに、学童保護のため、通学路における可搬式オービスを主とした取締り活動を行います。

管内における交通事故実態と分析結果 (令和6年7月~12月)



※ ● : 交通事故多発エリア

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 私道と駐車場は除く
- ・ 交通事故多発エリア : 半径 200m 以内で 4 件以上事故が発生しているエリア

- 国道316号での事故が多発傾向にあることから、同路線の交通指導取締りを強化する必要があります。
- 長門市街地近郊での事故が依然と多く発生していることから、新たな取締り場所を選定・確保した上で、交差点関連違反を主とした取締りを強化していきます。

その他の交通指導取締り

- 人身事故が増加傾向にある県道及び市道上での取締りを強化します。
- 交通事故に直結する可能性の高い、横断歩行者妨害、信号無視、携帯電話使用等違反の取締りを継続実施します。
- 飲酒運転や無免許運転などの悪質交通違反の取締りを継続実施します。